15　運輸（第一五条関係）

(一)　両締約者は、運輸に関する政策及び慣行並びに全ての輸送手段に関する他の相互に関心を有する分野について情報の交換及び対話を促進することによって協力を追求し、並びに適当な場合には運輸に関する国際的な場において立場を調整する。

(二)　第一五条1に規定する協力の分野には、航空部門、海上運輸部門及び鉄道部門を含める。

16　宇宙空間（第一六条関係）

(一)　両締約者は、宇宙に関する政策及び活動について意見及び情報の交換を促進する。

(二)　両締約者は、宇宙空間の探査及び平和的利用に当たり、適当な場合には定期的な対話等により、協力するよう努める。

17　産業協力（第一七条関係）

(一)　両締約者は、両締約者の企業の競争力を向上させるために産業協力を促進する。このため、両締約者は、例えば、イノベーション、気候変動、エネルギー効率性、標準化及び企業の社会的責任の分野並びに中小企業の競争力の向上及び国際化の支援の分野におけるそれぞれの産業に関する政策について意見及び最良の慣行の交換を促進する。

(二)　両締約者は、企業間の対話等により、それぞれの企業の競争力及び企業間の協力を向上させるため、公的部門及び民間部門が行っている協力活動を円滑にする。

18　税関（第一八条関係）

両締約者は、税関の分野において、二〇〇八年一月三〇日にブリュッセルで作成された税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定に基づき、効果的な税関管理及び関税法令の遵守を確保しつつ、協力を促進する。また、両締約者は、関連する国際的な枠組みにおいて意見を交換し、及び協力する。

19　租税（第一九条関係）

両締約者は、租税に関する良い統治を促進するため、特に、第三国に対し、透明性を高め、情報の交換を確保し、及び有害な租税上の慣行を撤廃するよう奨励することにより、国際的に確立された租税基準に沿った協力を促進するよう努める。

20　観光（第二〇条関係）

両締約者は、観光の持続可能な発展及び観光産業の競争力の向上に関する協力であって、経済成長、文化交流及び人々の間の交流に貢献し得るものを促進する。

21　情報通信技術（第二一条関係）

両締約者は、情報通信技術の分野において、電子的な通信等を含む重要な事項に関する協力を促進するため、それぞれの政策及び規制について意見を交換する。

22　消費者保護（第二二条関係）

両締約者は、高い水準の消費者の保護を目的とする政策及び法令について対話及び意見の交換を促進するものとし、重要な分野における協力を促進する。

23　環境（第二三条関係）

(一)　両締約者は、環境に関する政策及び規制について、意見、情報及び最良の慣行の交換を促進するものとし、例えば資源の効率的な利用等の分野における協力を促進する。

(二)　両締約者は、両締約者に適用可能な関連する国際協定及び国際文書による枠組み並びに国際的な場において協力を促進するよう努める。

24　気候変動（第二四条関係）

(一)　両締約者は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑え、及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続するために世界全体の温室効果ガスの排出量を緊急、大幅及び持続的に削減することの必要性を認識しつつ、温室効果ガスの人為的な排出を削減するための域内の及び国際的な行動等により、率先して気候変動及びその悪影響に対処する。両締約者は、適当な場合には、一九九二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約の下で同条約の目的を達成するため、二〇一五年一二月一二日にパリで作成されたパリ協定の実施に当たり、及び多数国間の法的枠組みを強化するため、協力する。また、両締約者は、他の関連する国際的な場において協力を促進するよう努める。

(二)　両締約者は、また、持続可能な開発を促進するため、気候変動の分野における相互の関心事項（炭素の排出が少ない技術の研究及び開発、市場に基づく仕組み、短寿命の気候汚染物質の削減等の種々の措置による気候変動の緩和等）について情報及び最良の慣行の交換並びに適当な場合には政策の調整を促進することにより、協力を追求する。

25　都市（第二五条関係）

両締約者は、特に都市に関する政策の分野における共通の課題に対処するため、この分野における経験及び良い慣行の交換を促進する。また、両締約者は、適当な場合には、地方政府又は市当局の間でのこのような経験及び良い慣行の交換を奨励する。

26　エネルギー（第二六条関係）

両締約者は、エネルギーの分野において、協力並びに適当な場合には国際機関及び国際的な場における緊密な調整を促進するよう努める。

27　農業（第二七条関係）

(一)　両締約者は、農業、農村の振興及び森林経営に関する政策について協力を促進する。

(二)　両締約者は、農業及び森林経営の分野における研究及びイノベーションについて協力を促進する。

28　漁業（第二八条関係）

(一)　両締約者は、利用可能な最良の科学的情報に基づく漁業資源の長期的な保存、効果的な管理及び持続可能な利用を促進するため、予防的であり、及び生態系を重視する取組方法に従い、漁業に関する政策について対話及び協力を促進する。

(二)　両締約者は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、意見及び情報の交換並びに国際協力を促進する。

(三)　両締約者は、関連する地域的な漁業管理のための機関における協力を強化する。

29　海洋（第二九条関係）

両締約者は、一九八二年一二月一〇日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際法に基づき、海洋問題について、対話を促進し、及び相互の理解を増進するものとし、この分野における法の支配等を促進するために協力する。

30　雇用、労働及び社会問題（第三〇条関係）

(一)　両締約者は、雇用、社会問題及び適切な仕事の分野において、意見及び経験の交換により並びに適当な場合には共通の関心事項に関する協力活動により、協力を促進する。

(二)　両締約者は、関連する国際文書についてのそれぞれの約束に基づき、国際的に認められた労働及び社会に関する基準を尊重し、促進し、及び実現するよう努め、並びに適切な仕事を促進する。

31　保健（第三一条関係）

両締約者は、保健の分野において、特に、感染症及び非感染性疾患の防止及び管理に当たって協力することにより、国境を越える保健に関する問題に効果的に対処するため、意見、情報及び経験の交換を促進する。

32　司法協力（第三二条関係）

(一)　両締約者は、民事及び商事に関する司法協力を促進する。

(二)　両締約者は、二〇〇九年一二月一五日に東京で、及び同年一一月三〇日にブリュッセルで署名された刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づき、刑事に関する司法協力を促進する。